

# 毎年2月は化学物質管理強調月間です



【第2回「化学物質管理強調月間」スローガン】

## 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

### Q 化学物質管理強調月間とは

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、**化学物質管理の定着を図る**ために令和6年度に創設されたもので、厚生労働省、経済産業省及び環境省が連携して取り組むこととしています。

### Q なぜ創設されたの！？

令和6年4月に施行された自律的管理を基軸とする化学物質管理は、**事業場の規模や業種に関わらず適用**され、これまで化学物質の管理の経験が少ない業種、中小零細事業場に対しても広く周知・啓発する必要があるからです。

### Q 具体的に何をするの！？

厚生労働省では、化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布による周知・啓発等を行うこととしています。事業者のみなさまにおかれましては、右のリーフレット（ケミガイド）等を参考に、化学物質の適切な管理に向けた取組をお願いします。



岡山労働局労働基準部  
健康安全課  
電話：086-225-2013

始まっています！新たな化学物質管

新たな化学物質管理

検索



換気をせずに  
トイレ清掃中に  
洗浄剤を使って  
フッ化水素中毒に

施設の壁清掃に  
原液のままカビ取り用洗剤を  
使って呼吸困難に

殺虫剤が散布作業中に  
不十分な保護具で体に付着し  
有機リン中毒に

美容院で毛染め剤を素手で  
使って皮膚にかぶれ

**あなたの職場は大丈夫！？**

いつもの作業の「**化学製品**」  
適切に管理していますか？

**労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています！**

労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から**業種・事業規模を問わず**、  
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が**義務付けられます**。

まずはホームページで必要な対応をチェック！  
ケミガイド 検索 <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ケミガイドのHPはこちらから

ケミガイド

検索

